

令和6年10月10日開催  
第11回新宿区選挙管理委員会臨時会

1 議案

- (1) 議案第55号 在外選挙人名簿の抹消について
- (2) 議案第56号 在外選挙人名簿の登録について
- (3) 議案第57号 衆議院議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査における投票所に出入りし得る者について
- (4) 議案第58号 期日前投票管理者及び同職務代理者の選任について

2 協議・報告事項等

- (1) 衆議院議員選挙の進捗状況について

3 今後の日程について

在外選挙人名簿の抹消について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 0 月 1 0 日

提出者 新宿区選挙管理委員会  
委員長 野尻 信江

在外選挙人名簿の抹消について

このことについて、下記のとおり抹消する。

(1) 死亡者

抹消者数 0 名 (男 名 女 名)

(2) 国籍喪失者

抹消者数 0 名 (男 名 女 名)

(3) 国内に住民票が新たに作成されて四箇月を経過した者

抹消者数 8 名 (男 3 名 女 5 名)

(4) 誤載者

抹消者数 0 名 (男 名 女 名)

(説明)

公職選挙法第 3 0 条の 11 の規定に基づき提出するものです。

在外選挙人名簿の登録について

上記の議案を提出する。

令和6年10月10日

提出者 新宿区選挙管理委員会  
委員長 野尻 信江

在外選挙人名簿の登録について

このことについて、下記のとおり登録する。

(1) 在外選挙人名簿登録者

登録者数 4名 (男 2名 女 2名)

(説明)

公職選挙法第30条の6第1項の規定に基づき提出するものです。

衆議院議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査における  
投票所に出入りし得る者について

上記の議案を提出する。

令和6年10月10日

提出者 新宿区選挙管理委員会  
委員長 野尻 信江

令和6年10月27日執行の衆議院議員選挙・最高裁判  
所裁判官国民審査における投票所に出入りし得る者につい  
て、下記のとおり決定する。

記

- 1 投票所に出入りし得る者 18名（別紙一覧のとおり）

（説明）

公職選挙法第58条の規定に基づき提出するものです。

期日前投票管理者及び同職務代理者の選任について

上記の議案を提出する。

令和6年10月10日

提出者 新宿区選挙管理委員会  
委員長 野尻 信江

期日前投票管理者及び同職務代理者の選任について

令和6年10月27日執行の衆議院議員選挙・最高裁判所  
裁判官国民審査におけるこのことについて、別紙一覧のとおり  
選任する。

(説明)

公職選挙法第48条の2第2項及び同法施行令第25条の規定に基づき提出するものです。